

# 令和6年度 玉野市 商業振興対策事業費補助金

事業目的：市内の商店街団体等が各種事業を行うために必要な経費に対し、補助金を交付することにより、市内の中小商業の活性化を推進し、健全な発展基盤の確保を図る

## 〈対象者〉

- ① 玉野市商店団体連合会 および その会員団体
- ② 玉野マリンカード協同組合
- ③ 市内中小事業者による任意団体（この補助金の目的に適合する活動を行っている（継続していく）ものに限る。）
- ④ その他、市長が適当と認める商業団体

（図1）

対象者区分	構成事業者	限度額
①・③	20者～	100万円
	3者～19者	60万円
②	—	300万円

## 〈補助事業内容〉

事業名	事業内容	対象経費	補助率・限度額
(1) 催事促進事業	・商店街等の活力創出 ・消費者誘引のための催事事業	旅費・報償費・賃金・需用費・役務費 使用料・賃借料・工事請負費・備品費 など	1/3 ・ 40万円
(2) 販売促進事業	・共同で宣伝、売り出し、スタンプラリー等を実施する販売促進事業	報償料・賃金・需用費・役務費 使用料・賃借料 など	1/2 ・ 図1（右上）
(3) 研修・宣伝その他事業	・専門家等による研修の開催、先進事例視察、商店マップ作成、 共同利用施設の整備等の事業	旅費・報酬・需用費・使用料・備品購入費 など	1/2 ・ 10万円
(4) 特認事業	・市長が特に必要と認めた事業	必要経費	市長が必要と認める額
※ チャレンジ加算	・時代に合った新たな試みを取り入れた事業 例：消費者アンケートの実施と効果検証、オンラインスタンプラリー アプリ・SNSによる情報発信、買い物弱者支援 など	—	交付額に 10万円を加算

## 〈申請から交付までの流れ〉

申請 ※事業実施の前に	事業の実施	実績報告 ※事業・経費の支払いが完了したら	補助金の交付
必要書類の提出 <input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 申請団体の定款、約款 など <input type="checkbox"/> 事業実施を決議した議事録 など <input type="checkbox"/> 最新の会員名簿	申請の内容に従い、事業を実施	必要書類の提出 <input type="checkbox"/> 実績報告書 <input type="checkbox"/> 事業実施に関する資料（チラシ・抽選券・会場写真など） <input type="checkbox"/> 事業経費の請求書・領収書（内訳・支払完了が確認できるもの）	必要書類の提出 <input type="checkbox"/> 補助金請求書  14営業日程度で指定口座に振込

## 〈留意事項〉

- 事業の期間：単年度事業であることが原則です。（ただし年度内で限度額を超えない範囲であれば、複数回実施が可能です）
- 申請受付：ホームページ等で公表予定 ※予算額に達した時点で締切
- 受付締切：令和7年2月28日（金）までに実績報告が可能なもの。

玉野市役所 商工観光課

TEL：0863-33-5005

FAX：0863-33-5001

mail：syoukoukankou@city.tamano.lg.jp